

令和元年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金

【募集案内】

1 目的

この補助金は、鳥取県内に所在する中小企業又はグループが行う、新商品・新サービスの事業化又は導入に向けた事前の調査及び研究開発の取組みを支援することにより県内産業の活性化を図ることを目的に交付するものです。

2 補助対象となる事業

次の(1)～(9)に該当する事業において、新商品・新サービスの事業化又は商品等の新たな生産・提供方式の導入に向けた調査及び研究開発を実施するもの

- (1) 環境エネルギー
- (2) 次世代デバイス
- (3) バイオ・食品関連産業
- (4) 健康・福祉サービス関連産業
- (5) まちなかビジネス
- (6) コミュニティビジネス
- (7) 観光ビジネス
- (8) 農林水産資源関連ビジネス
- (9) 次世代サービス

※以下の取組みは補助の対象となる「調査」「研究開発」に該当しないので御注意ください。

- 本事業で実施する研究開発業務に直接関与しない一般的データの収集
- 特許の出願及び訴訟に関する事務手続き
- 既存の商品の通常生産活動及びそれに付随する品質管理等に関する活動や営業行為
- 一般従事者の研修・訓練などの業務

3 応募方法

補助金を希望される方は、交付申請書に事業計画書(添付書類含む)及び収支予算書(以下、「応募書類」という。)を添えて(2)の申請窓口へ提出してください(郵送可)。応募書類の様式は、鳥取県ホームページ(ホーム→県の組織と仕事→商工労働部→産業振興課→研究開発支援→中小企業調査・研究開発支援補助金へと進んで下さい)からダウンロードできます。

- (1) 受付期間 (調査支援型・研究開発支援型共通)

令和元年6月28日(金)午後5時まで(必着)

※採択数が予算枠に満たない場合は再募集を行います。

- (2) 申請窓口(郵送可)

申請を希望する補助メニューにより提出先は異なります。

| 補助メニュー | 企業所在地 | 書類提出先 |
|--------|-------------|--|
| 調査支援型 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡 | 商工労働部産業振興課 (県庁本庁舎7階) (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220) |

| | | |
|---------|-----------------|--|
| 調査支援型 | 倉吉市、東伯郡 | 中部総合事務所 地域振興局中部振興課（1号館A棟1階） （〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地） |
| | 米子市、境港市、西伯郡、日野郡 | 西部総合事務所 地域振興局西部観光商工課（本館1階） （〒683-0054 米子市糀町一丁目160） |
| 研究開発支援型 | 県内全市町村 | 商工労働部産業振興課 （県庁本庁舎7階） （〒680-8570 鳥取市東町一丁目220） |

(注) 県外企業が県内に設置する支社等を拠点に調査・研究開発を行う場合は、当該県内拠点の所在地により提出先を選択してください。

(3) 応募書類

- 交付申請書（鳥取県補助金等交付規則第5条で定める様式第1号。ワード様式。）
- 中小企業調査・研究開発支援補助金事業計画書及び収支予算書（ワード・エクセル様式）
- 申請者の登記簿謄本（写しで可。個人事業主の場合は不要。）
- 直近2期分の決算書（写しで可。個人事業主の場合は確定申告書の写し。会社設立から間が無く提出できないときは不要。）
- 鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書等）
- 企業概要の分かる資料（パンフレット、ホームページの写し等。該当する資料がない場合は不要。）
- 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等
- （グループで実施する場合）次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを制定した事実が分かる設立総会の議事録写し。
 - ①代表企業 ②役割分担 ③経費負担 ④構成員の加入・脱退要件 ⑤グループ内のルール（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

(4) 必要部数 1部

◆応募に当たっては特に以下の点にご注意ください◆

- 本補助金は、調査・研究開発を支援するものなので、通常の営業活動・生産活動に係る経費は補助対象外です（商品の原材料費や生産設備の購入費は補助対象外です）。
- 補助事業は3分の2以内の補助なので、**最低でも経費の3分の1は自己財源**で対応することが必要です。また、補助金は原則として精算払い（後払い）です。従って自社の体力にあった予算組みが必要となります。（調達、支出時期等）
- 補助金の対象経費は、契約から支出までを厳密に管理することが求められます。原材料、消耗品等の一つ一つから、大きな機械装置にいたるまでの詳細を積算し、かつ証拠書類を残すことが必要です。
- 交付決定前に発注・支払等した経費は補助対象外です。

4 事業計画書の記入方法（記入例も参照してください）

- (1) どのような新商品・サービスを開発したいのか、事業化への課題、課題解決のためにどのような調査・研究開発をどのように行うのか等を、具体的にご記入ください。
- (2) 特に、研究開発支援型の応募の場合は、市場ニーズの状況や、販売・営業戦略等もできるだけ詳しくご記入ください。
- (3) 図表を用いたり、専門用語の解説を付する等、第三者にも分かる記載をお願いします。
- (4) 補助事業の期間を交付決定後に延長する場合は手続きが必要です。
- (5) 事業計画の確認が必要な場合など、別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (6) 本事業に提案した内容を他の助成制度に申請する予定がある、又は申請している場合は、その旨を記載してください。

5 補助メニュー、補助率、補助金上限額及び補助事業期間

取り組む事業の段階に応じて、次の補助メニューから選択してください。

| 補助メニュー | 適用される事業の内容 | 補助率 | 補助金上限額 | 補助対象経費下限額 | 補助事業期間 |
|---------|--|--------|--------|-----------|---------|
| 調査支援型 | 補助事業の内容が事業可能性調査や基礎的な調査研究段階において適用 | 3分の2以内 | 100万円 | 100万円 | 最長12か月間 |
| 研究開発支援型 | 補助事業の内容が事業化に向けて行う研究開発段階(基礎的な調査研究を終え、その結果を踏まえ事業化に向けてより具体的・発展させた研究開発が必要となっている段階)において適用 | | 500万円 | 500万円 | 最長24か月間 |

6 補助金の申請ができる方(調査支援型・研究開発支援型共通)

この補助金の申請ができる方は、以下の要件を**全て**満たす方です。

| 1者で申請する場合 | グループで申請する場合 |
|---|--|
| <p>①中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に定める「中小企業者」であること。</p> <p>②鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有すること。</p> <p>③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。</p> <p>④次の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>(i)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。</p> <p>(ii)暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</p> | <p>① 事業の開始から終了するまでの間、左欄の③及び④の要件を満たす3者以上で構成されており、かつ左欄の①及び②を満たす者がグループの3分の2を占めること。</p> <p>②当該研究グループの構成員の中から、左欄の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表企業として1者選定していること。</p> <p>※補助金の申請手続きは代表企業が行って下さい。 ※単に業務を委託、受託するだけの関係は「グループ」とは認められません。各構成員が全体の研究テーマに基づく個別の研究テーマを設定し、調査・研究開発を行って下さい。</p> |

(注1)「中小企業者」には個人事業主を含みます。

(注2)鳥取県内に支店や営業所を設けているだけでなく、鳥取県内で調査・研究開発に取り組む必要があります(県内に支店があっても調査・研究開発を専ら県外の自社工場で実施する場合等は補助対象外)。

(注3)「中小企業者」には商工組合を含みますが、共同加工による商品開発を行う場合等、共同経済事業に係る調査・研究開発を行う場合は、出資商工組合であることが必要です。

7 補助対象経費

調査・研究開発に要する経費のうち、下表に掲げる経費が補助対象経費です。補助金額は、補助対象経費の合計に補助率(2/3)を乗じた額と補助上限額を比較して少ない方の額以下です(千円未満切捨)。

ただし、下表に掲げた経費であっても、交付決定日前又は補助事業期間終了後に発注・支払等した場合は補助対象外です。

【注意：補助対象外の経費】

- ・販売する商品の原材料費（補助対象となるのは実験や試作品等の原材料の購入費）
- ・研究開発以外の時間に要する人件費（補助対象となるのは研究開発の時間分の人件費）
- ・生産設備の購入費（補助対象となるのは調査・研究開発のための機器・設備の借入又は購入費）
- ・県外企業への委託費（止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りではありません。）
- ・使用しなかった原材料の購入経費
- ・パソコン、プリンター等の汎用性の高い機器の購入費
- ・代表者の人件費
- ・旅費のうちグリーン車・ビジネスクラス等の特別料金、ガソリン代
- ・特許等の出願料、審査請求料、登録費用
- ・振込手数料、代引手数料

(1) 調査支援型

| 区 分 | 内 容 | 留意事項 |
|---------------|--|--|
| 1 原材料費 | 新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費 | 補助対象となるのは実際に使用した分量分の購入経費です。 |
| 2 ソフトウェア環境使用料 | ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等） | 購入は対象外です。 |
| 3 機器・設備使用料 | 機器・設備の借用又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費 | 購入は対象外です。 |
| 4 委託費 | 実験・研究の外部委託に要する経費、新商品の試作品の品質・性能の評価の外部委託に要する経費又は試作品等の開発の外部委託に要する経費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。） | 県内事業者が実施したものに限りま す。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りではありません。 |
| 5 共同研究費 | 県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費 | 内訳を明示してください。 |
| 6 外部専門家受入経費 | 補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等） | |
| 7 その他の経費 | その他研究開発に必要なと認められる経費 （市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費など） | 費目名は任意とします。 |

(2) 研究開発支援型

| 区 分 | 内 容 | 留意事項 |
|---------------|---|-----------------------------|
| 1 原材料費 | 新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費 | 補助対象となるのは実際に使用した分量分の購入経費です。 |
| 2 ソフトウェア環境使用料 | ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料及び購入経費（サーバー利用料や開発に必要なソフトウェア購入経費など。 <u>取得金額30万円未満のものに限る。</u> ） | |
| 3 機器・設備費 | 機器・設備の購入（ <u>取得金額30万円未満のものに限る</u> ）、借用、修繕、改修に要する経費又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費 | パソコンなど汎用性のある機器の購入経費は対象外です。 |

| | | |
|-------------|---|--|
| 4 減価償却費 | 研究開発に供するため新たに購入する、取得金額30万円以上の機器・設備又はソフトウェアについて、補助事業実施期間中に発生する減価償却経費 | 減価償却費の算出方法は定額法又は定率法のうち、企業が採用している方式とします。 定額法の算出方法 取得価格÷耐用年数×事業実施期間 定率法の算出方法 (取得価格 - 前年度償却額) × 償却率 |
| 5 委託費 | 実験・研究の外部委託に要する経費、新商品の試作品の品質・性能の評価の外部委託に要する経費又は試作品等の開発の外部委託に要する経費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない。） | 県内事業者が実施したものに限りません。 ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りではありません。 |
| 6 共同研究費 | 県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費。 | 内訳を明示してください。 |
| 7 外部専門家受入経費 | 補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等） | |
| 8 直接人件費 | 研究開発に直接従事する従業員、アルバイト等の研究開発に従事する時間分の給与、賃金 | 【人件費の算出方法】 基本給（年間）÷年間所定労働時間×研究開発従事時間 ※賞与、各手当、社会保険料は含みません。 |
| 9 産業財産権導入費 | 必要な産業財産権を導入するための経費 | 出願経費は対象外です。 |
| 10 その他の経費 | その他研究開発に必要と認められる経費 （市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費など） | 費目名は任意とします。 |

(注1) 研究開発支援型において、**委託費及び共同研究費の補助対象経費の配分は、補助対象経費の合計の50%以内**とします。

(注2) 研究開発支援型において、**直接人件費に係る補助対象経費の配分は、補助対象経費の合計の50%以内**とします（ただし、補助事業の内容が情報通信技術関連の研究開発の場合はこの制限は適用しません）。

(注3) 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、委託費以外の補助対象経費についても、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。

(注4) 補助事業実施中に委託先を県内企業から県外事業者に変更する必要がある場合は、発注前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。

8 審査について（調査支援型・研究開発支援型共通）

応募書類を提出していただいた後、事業の内容や調査・研究手法の妥当性等を県で審査し、補助事業として採択するか決定します。

(1) 審査方法

現地調査を行った上で、外部有識者等で構成する審査会で審査を行い、予算の範囲内で採否を決定します。審査に当たっては、すべての応募者に事業計画の説明を行っていただきます。

(2) 注意事項

ア 審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。

イ 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 事業計画中の調査・研究開発予算を査定し、補助対象と認められない経費等を減額して採択を行う場合があります。

エ 研究開発支援型の申請であっても、基礎調査が不十分であると判断した場合は、調査支援型としての採択を行う場合があります。

オ 審査会での意見を踏まえ、事業内容の一部変更等を条件に採択することがあります。

カ 応募多数の場合は、審査会の前に書類審査を行う場合があります。

(3) 事業計画書の提出から交付決定までのスケジュール

応募書類提出→現地調査→審査会→事業採択・交付決定

※審査会は募集期間が終了してから3週間程度後を目処に開催する予定です。

※スケジュール

応募書類受付期間 : 令和元年6月28日(金)午後5時(必着)まで

審査会 : 7月下旬予定

採択決定・交付決定 : 8月上旬予定

9 補助金の支払い時期

補助事業が完了し、補助対象経費の支出額を確認した後にお支払いします。また、県の年度をまたがって事業を実施する場合(3月31日をまたがる場合)は、年度内の補助対象経費の支出額に基づき補助金をいったんお支払いします。

(注1) 補助金をお支払いする前に、補助対象経費の支出額を証明する証拠書類等(見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、ネットバンキング等の支払記録、研究開発日誌・出勤簿(直接人件費を計上する場合)、出張の復命書(旅費を計上する場合)、業務委託契約書(委託費を計上する場合)、補助金を活用して制作した試作品の現物や写真等)を県職員が調査します。証拠書類が確認できない場合は補助対象経費への計上が認められません。

(注2) 概算払いをご希望の場合は、別途県担当者にご相談ください。

10 その他応募に当たっての注意事項

(1) 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

(2) 補助事業実施中も、産業支援機関による支援を受けることができます(特に調査支援型においては、事業完了後の具体的な計画実施等に向けたアドバイス等も含め、支援を受けることをお勧めします)。

提出いただいた計画書は、(公財)鳥取県産業振興機構、(地独)鳥取県産業技術センター及び(一社)鳥取県発明協会に情報提供することがありますので、ご了承ください。

(3) 採択した事業については、事業実施主体名、事業テーマ、補助金額等を鳥取県ホームページ等で公表させていただきます。ただし、公表することで企業等に不利益が生じるおそれがある場合は、公表範囲を協議して決定します。

(4) 補助事業完了後に、県から事業化の状況、販売開始時期及び売上高等の調査をさせていただくことがあります。

(5) 調査支援型の実施結果を受け、引き続き研究開発支援型を実施することは可能ですが、他の応募者と同様に、事前に審査を受ける必要があります。

11 お問合せ先・相談窓口

(1) 補助金の申請窓口、補助制度についてのお問合せ先

| 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | ファクシミリ |
|-------------------------|----------|-------------|--------------|--------------|
| 鳥取県商工労働部産業振興課 | 680-8570 | 鳥取市東町一丁目220 | 0857-26-7564 | 0857-26-8117 |
| 中部総合事務所地域振興局 中部振興課 | 682-0802 | 倉吉市東巖城町2番地 | 0858-23-3985 | 0858-23-3425 |
| 西部総合事務所地域振興局 西部観光商工課 | 683-0054 | 米子市糺町一丁目160 | 0859-31-9636 | 0859-31-9639 |

(2) 調査・研究開発の内容についてのご相談窓口

| 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | ファクシミリ |
|-------------------------|----------|--|--------------|--------------|
| 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター | 689-1112 | 電子・有機素材研究所 (電気電子、有機材料、発酵生産) 鳥取市若葉台南7-1-1 | 0857-38-6200 | 0857-38-6210 |
| | 689-3522 | 機械素材研究所 (機械・金属分野の素材、加工、計測、制御) 米子市日下1247 | 0859-37-1811 | 0859-37-1823 |
| | 684-0041 | 食品開発研究所 (農畜水産物、機能的食品、バイオテクノロジー) 境港市中野町2032-3 | 0859-44-6121 | 0859-44-0397 |
| 公益財団法人 鳥取県産業振興機構 | 689-1112 | 鳥取市若葉台南7-5-1 | 0857-52-3011 | 0857-52-6673 |
| | 689-3522 | (西部センター) 米子市日下1247 | 0859-27-1942 | 0859-27-1943 |